

様式第2(第5条関係)(用紙日本工業規格A4縦型)

平成 年度私立大学等研究設備整備費等補助金(私立高等学校等
IT教育設備整備推進事業費)交付決定通知書

(補助事業者名)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度私立大学等
研究設備整備費補助金(私立高等学校等IT教育設備整備推進事業費)については、補助金等
に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)
第6条第1項の規定により、平成 年 月 日付け 第 号をもって、文部
科学大臣から次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知しま
す。

平成 年 月 日
都道府県知事 印

- この補助金の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった私立大学等研究設備整備費等補助金(私立高等学校等IT教育設備整備推進事業費)交付申請書記載のとおりとする。
- 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。

補助対象経費	円
補助金の額	円
- 補助事業は、平成 年3月31日までに完了しなければならない
- 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に1/2を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とする。
- 補助事業者は適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び私立大学等研究設備整備費等補助金(私立高等学校等IT教育設備整備推進事業費)交付要綱の定めるところに従わなければならない。